学童クラブ入所に関する同意書兼誓約書

以下の事項についてご確認のうえ、保護者氏名欄にご署名をお願いいたします。

No.	事 項			
1	「令和7年度紀の川市学童クラブ利用案内」に書かれた内容に同意のうえ申し込みます。			
2	申込内容や証明内容について、電話等により自宅や勤務先へ確認することに同意します。			
3	入所審査に必要な世帯等情報を閲覧し、その情報に基づき決定した審査結果及び申込書類に記載の内			
	容を、学童クラブの活動に必要な範囲内において小学校・関係機関へ提供及び共有されることに同意			
	します。			
4	申込書類の内容に虚偽があった場合や、同意書兼誓約書の内容に反した場合は、入所承認を取り消さ			
	れても異議申し立ていたしません。			
5	世帯状況(保護者の結婚・離婚,祖父母との同居など)や、就労状況(転職,就労形態の変更など)等申			
	込内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。			
6	学童クラブの入所要件に該当しなくなった場合や、他の入所児童への精神的苦痛や危害が及ぶ場合、			
	支援員の指導を受け入れず学童クラブの運営に支障をきたす場合、重度のアレルギーや障害に対し、			
	支援員等が対応できない場合など、集団の保育が適さない場合などは退所になることがあります。			
7	指導員の指導に従い、ルールを守って利用します。			
8	学童保育終了後における児童の帰宅は、保護者が責任をもって迎えるものとします。			
9	傷害保険(学童クラブ取扱い)には、必ず加入し、学童保育中に発生した事故等は、加入傷害保険の			
	補償額を限度とし、その他の補償は一切要求しません。			
10	学童保育中に生じた児童の病気やけが等は、学童クラブ側から速やかに保護者に連絡し、保護者との			
	協力のもとで対処しますが、これに要した費用等はすべて保護者が負担します。			
11	児童が施設の設備や備品等を破損させたときは、その費用のすべてを保護者が弁償します。			
12	学童保育中における児童への対応について、学童クラブ側から相談等があった場合は、保護者が誠意			
	と責任をもって協力します。			
13	学童保育料は納期限までに必ず納付します。正当な理由がなく滞納が続いた場合は、児童手当法第2			
	1条第1項及び第2項の規定に基づき、紀の川市長から支給を受ける児童手当等の額(兄弟姉妹分を			
	含む。)から、当該児童手当等の支払期日をもって、滞納学童保育料の支払いに充てる旨を申し出ま			
	す。※公務員等で勤務先から支給されている人は対象外となります。			
14	学童保育料等に未納が続いた場合は、学童クラブの退所を申し受けても意義ありません。			
15	この同意及び誓約について、私の同居する家族の者の承認を得ることを確約しますが、万が一、私の			
	同居する家族の者と紛議を生じても家族間で解決するものとし、私が一切の責任を負います。			
F	上記の同章事項について同章し、藝約事項を遵守することを誓約します。			

令和	年	Ħ	F
717.47		Н	

紀の川市長 様

児童氏名:	保護者氏名
児童氏名:	